

米原市『給付型奨学金制度』のご案内

大学等を卒業後に米原市内に定住する人に奨学金を給付します。
米原市は、若者の夢と希望の実現を応援します。

今回から
所得制限を撤廃します。

奨学金は月額**30,000円**

給付期間は
正規の就学期間が
終了するまで
最長4年間

対象者は
令和3年度 入学者
令和4年度 入学者
令和5年度 入学者
令和6年度 入学予定者

※奨学生は、米原市奨学金給付審査会に諮って決定します。
※令和4年度から、特に人材が不足している福祉・保育・医療等の専門分野は、審査会において重点職種として審査を行います。
※申請時には、作文の提出が必要となります。

次のすべての要件に該当することとします。

- 大学等を卒業後、市内に定住する意思がある。
- 市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている。
- 令和6年3月31日現在で満25歳未満
- 本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない。
- 保証人2人（保護者および保護者以外）をつけることができる。



奨学金の給付のイメージ（大学4年間の場合）

■ 給付対象者として認定の上、大学等への入学後に毎年度の上半期・下半期に分けて給付



申請受付

※受付期間以外での申請はできませんので、ご注意ください。
※申請状況に応じて、再募集を行う場合があります。

期 間：**令和6年1月4日(木)から令和6年2月29日(木)まで**

場 所：米原市教育委員会事務局 教育総務課（本庁舎2階）

米原市役所 山東支所、伊吹・近江市民自治センター、各行政サービスセンター

申請書設置場所

- 米原市役所（教育総務課、山東支所、伊吹・近江市民自治センター、各行政サービスセンター）
- 山東図書館・近江図書館 ● 滋賀県内の高等学校（窓口）

※市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

※米原市給付型奨学金に関する情報は、右のQRコードからアクセスしてください。

※この奨学金は、令和6年度の予算に係るものであるため、予算の成立をもってお支払いすることとなります。



【お問合せ】

米原市教育総務課（本庁舎2階）

電話：0749-53-5151

FAX：0749-53-5129